

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画提案書等について審査を行い、予算の範囲内で、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件として選定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一者を採択案件として選定する。ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、次点の者を採択案件として選定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、文化庁に設置された条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は、下記の各評価項目について、評価基準による5段階評価等とし、選定委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ② 外国人及び外国人の子供に対する日本語教育について、実績及び専門的知見を有すること。
- ③ 難民に対する支援について、実績及び専門的知見を有すること。
- ④ 外務省予算で実施される「平成29年度難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算で実施される「平成29年度難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等との連携・協力を行うことが可能であること。
- ⑤ 関係団体等との連携・協力体制を構築することが可能であること。
- ⑥ 学習教材の作成が可能であること。

2 事業内容に関する評価

- ① 仕様書に記載されている事項を、理解している企画内容であること。
- ② 企画提案書において、事業実施に関する具体的な計画案が用意されており、事業の成果が確実に見込まれること。
- ③ 受講者の安全及びプライバシーを確実に保護できること。
- ④ 提案内容に対して、効率的で妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 審査項目（１）及び（２）については、以下の評価基準により５段階評価を行う。

優れている＝５点

やや優れている＝４点

普通＝３点

やや劣っている＝２点

劣っている＝１点

2 審査項目（３）については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点

・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点

・認定段階３＝１．５点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．２点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定＝０．５点

・プラチナくるみん認定＝１点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝１点

○上記に該当する認定等を有しない＝０点

評価項目	点数	評価基準				
		優 れ て い る	やや優れている	普 通	やや劣っている	劣 っ て い る
1－①	5	5	4	3	2	1
1－②	5	5	4	3	2	1
1－③	5	5	4	3	2	1
1－④	5	5	4	3	2	1
1－⑤	5	5	4	3	2	1
1－⑥	5	5	4	3	2	1
2－①	5	5	4	3	2	1
2－②	5	5	4	3	2	1
2－③	5	5	4	3	2	1
2－④	5	5	4	3	2	1
3	1.5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</u> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階3＝1.5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点 ○<u>次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</u> ・くるみん認定＝0.5点 ・プラチナくるみん認定＝1点 ○<u>青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</u> ・ユースエール認定＝1点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。				